

議事日程第4号

令和元年6月20日(木)

第1 議案上程(議案第41号から第60号まで及び報告第1号から第6号まで)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	岩谷一徳
局長補佐	三浦大作
主席主査	吉田平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	船木道晴
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	柏崎潤一	市民福祉部長	山田政信

観光文化スポーツ部長	藤原 誠	産業建設部長	佐藤 透
教育次長	目黒 雪子	企業局長	八端 隆公
企画政策課長	伊藤 徹	総務課長	鈴木 健
財政課長	佐藤 静代	税務課長	菅原 章
福祉課長	小澤田 一志	生活環境課長	伊藤 文興
観光課長	三浦 一孝	男鹿まるごと売込課長	湊 智志
農林水産課長	武田 誠	病院事務局長	田村 力
会計管理者	菅原 長	学校教育課長	加藤 和彦
監査事務局長	高桑 淳	企業局管理課長	太田 穰
上下水道課長	真壁 孝彦	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午前10時00分 開 議

○議長（吉田清孝君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第41号から第60号まで及び報告第1号から第6号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第41号から第60号まで及び報告第1号から第6号までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、柏崎総務企画部長の説明を求めます。

【総務企画部長 柏崎潤君 登壇】

○総務企画部長（柏崎潤一君） おはようございます。

それでは、私から議案第41号、第43号及び議案第58号の各議案についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお願いいたします。

最初に、議案第41号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市地域公共交通網形成計画に掲げる基本方針に基づき、路線バスの定額運賃及び共通乗車券の実証実験を行うため、男鹿市単独運行バス条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正の内容といたしましては、男鹿市単独運行バス条例に使用料の特例の条文を加えて、五里合線、男鹿中線、安全寺線、入道崎線、戸賀加茂線、男鹿南線、船越線、瀧西線において、1乗車200円の一律運賃とするものであります。このことによりまして、定期乗車券の基本運賃もすべて200円とするものですが、定期券の対象者別の割引率、期間による割引率は、変更ないものであります。

3ページの第3項の条文は、共通乗車券についてであり、1カ月分2,000円と

し、期間による割引はありませんが、子ども、身障の方は半額とするものであります。

実施期間は、定額運賃制が本年8月19日から令和2年3月31日まで、共通乗車券は、同じく本年8月19日から11月30日までであります。

本条例の施行期日は、令和元8月19日からであります。

次に、8ページをお願いいたします。

議案第43号男鹿市行政財産使用料徴収条例及び男鹿市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率が引き上げることに伴う改正であります。

建物使用料及び土地の使用期間が1カ月未満の土地使用料、また、次のページの法定外公共用財産の使用料及び収益料を求める計算の際に乗ずる額を「1.08」から「1.1」に引き上げるもので、応ずる各使用料を改定するものであります。

施行期日は、令和元年10月1日からであります。

次に、84ページをお願いいたします。

次に、議案第58号財産の無償譲渡についてであります。

今回提案の市有財産は、若美地区において、福米沢町内会が指定管理者として維持管理してきた建物であります。平成31年4月1日付で普通財産に所管がえになったことから、地区の集会施設として無償譲渡するものであります。

建物は、男鹿市福米沢字福米93番地1、旧福米沢地区センター、平成6年11月建設、木造亜鉛鉄板ぶき平屋建てで、建物面積207.36平方メートルであります。

譲渡先は、福米沢町内会であります。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、山田市民福祉部長の説明を求めます。

【市民福祉部長 山田政信君 登壇】

○市民福祉部長（山田政信君） おはようございます。

私からは、市民福祉部に係る議案第44号及び議案第45号並びに議案第46号の

3件について説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の11ページをお願いいたします。

初めに、議案第44号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、児童福祉法に規定する国の省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに準じ、条例の一部を改正するものであります。

次の12ページから14ページは、改正条例の新旧対照表であります。

本条例の改正内容は、文言整理のほか、12ページ、第7条第4項・5項の追加は、連携施設の確保について追加するものであります。家庭的保育事業者は、事業を行う上で他の認可保育所を連携保育所として協定を結ぶことが定められておりますが、連携施設の確保が著しく困難な場合は、利用定員が20人以上の企業主導型保育事業施設、または市が認める認可外保育施設との連携を可能とするものであります。

13ページ、第46条第2項の追加は、連携施設に関する特例について追加するものであります。満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所については、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものであります。

14ページ、附則第2条の改正は、食事の提供の経過措置の変更であります。

附則第3条の改正は、連携施設に関する経過措置の変更であります。

施行期日は、公布の日からであります。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第45号男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、児童福祉法に規定する国の省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに準じ、条例の一部を改正するものであります。

次の16ページは、改正条文の新旧対照表であります。

本条例の改正内容は、第11条第3項の改正で、放課後児童支援員認定資格研修について、都道府県知事に加え、指定都市の長も実施できることとするものであります。

施行期日は、公布の日からであります。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第46号男鹿市斎場条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、消費税の引上げに伴う改正であり、斎場の使用料の額を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次の18ページは、改正条文の新旧対照表であります。

本条例の改正内容は、第5条関係の別表の改正で、斎場使用のうち汚物炉及び霊安室の使用料について、消費税率増税分の引上げを行うものであります。

なお、火葬料につきましては、消費税非課税となっていることから改正しないこととしております。

施行期日は、令和元年10月1日であります。

以上で補足説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、藤原観光文化スポーツ部長の説明を求めます。

【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

○観光文化スポーツ部長（藤原誠君） おはようございます。

私からは、議案第49号から議案第51号までの3件についてご説明申し上げます。

本3件につきましては、いずれも消費税及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴う改正で、施行期日は、いずれも令和元年10月1日であります。

恐れ入りますが、議案書の29ページをお願いいたします。

まず、議案第49号男鹿市温泉条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、温泉使用料並びに温浴ランドおが、夕陽温泉WAO、インフォメーションセンター若美、なまはげ館、若美かんぼの里コテージ村、男鹿総合観光案内所及び男鹿温泉交流会館五風の利用料等の上限額を引き上げるため、関係条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

30ページから37ページは、改正条例の新旧対照表であります。

改正箇所は、各条の表のうち、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分でありま

す。

恐れ入ります、38ページをお願いいたします。

次に、議案第50号船川港金川多目的広場管理条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、船川港金川多目的広場、サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの利用料の額並びに男鹿市複合観光施設の利用料の上限を引き上げるため、関係条例の一部を改正するものであります。

次のページの39ページから41ページにかけては、改正条例の新旧対照表となっております。

改正箇所は、各条の表のうち、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分であります。

42ページをお願いいたします。

次に、議案第51号男鹿市民文化会館使用条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市民文化会館の使用料並びに若美中央公園、若美球場及び男鹿市B&G海洋センターの利用料並びに若美ふるさと資料館の観覧料の額を引き上げるため、関係条例の一部を改正するものであります。

次のページの43ページから52ページにかけては、改正条例の新旧対照表であります。

改正箇所は、各条の表のうち、太枠で示した部分または下線が引かれた部分であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、佐藤産業建設部長の説明を求めます。

【産業建設部長 佐藤透君 登壇】

○産業建設部長（佐藤透君） おはようございます。

私からは、産業建設部に係る議案第52号から議案第54号までの3件についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の53ページをお願いいたします。

まず、議案第52号男鹿市森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

本議案は、森林関連法令の見直しにより、今年度から森林環境譲与税が譲与されることに伴い、森林の整備並びに森林の整備を担う人材の育成、担い手の確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発及び木材の利用促進、その他森林の整備の促進に関する施策に要する経費に充てるため、男鹿市森林環境譲与税基金を設置するため、本条例を制定するものであります。

次のページをお願いいたします。

男鹿市森林環境譲与税基金条例の条文であります。

附則として、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

56ページをお願いします。

次に、議案第53号男鹿市若美農業者トレーニングセンター及び若美農業技術伝習館条例及び男鹿市漁港管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から税率が引き上げられることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

第1条は、男鹿市若美農業者トレーニングセンター及び若美農業技術伝習館条例の一部改正で、別表その1を次のように改めるものであります。

第2条は、男鹿市漁港管理条例の一部改正で、別表第1及び次のページの別表第2の備考に記載のある下線の引かれた数値を、改正前の「1.08」から「1.1」に改正するものであります。

附則として、第1項で、本条例の施行期日を令和元年10月1日からとするもので、第2項、第3項は、経過措置について定めるものであります。

59ページをお願いします。

次に、議案第54号男鹿市都市公園条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案も、消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から税率が引き上げられることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

第1条は、男鹿市都市公園条例の一部改正で、別表第2及び別表第3を次のように

改めるもので、別表第3の一覧表は、60ページから63ページまでとなっております。

64ページをお願いします。

第2条は、男鹿市道路占用料徴収条例の一部改正で、第2条第2項に記載のある数値を、改正前の「1.08」から「1.1」に改正するものであります。

第3条は、男鹿市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正で、第2条第2項、第4項、第5項に記載のある数値を、それぞれ改正前の「1.08」から「1.1」に改正するものであります。

65ページでは、附則として、第1項では、本条例の施行期日を令和元年10月1日からとするもので、第2項から第4項までは、経過措置について定めるものであります。

説明は以上であります。よろしく御審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、目黒教育次長の説明を求めます。

【教育次長 目黒雪子君 登壇】

○教育次長（目黒雪子君） おはようございます。

私からは、議案第47号についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第47号男鹿市公民館使用条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴いまして、公民館、市民ふれあいプラザ及び若美コミュニティセンターの使用料の額を引き上げるため、関係条例の一部を改正するもので、使用料につきましては、議案書20ページから23ページに記載のとおりであります。

本条例の施行期日は、令和元年10月1日であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、八端企業局長の説明を求めます。

【企業局長 八端隆公君 登壇】

○企業局長（八端隆公君） おはようございます。

それでは、私から議案第55号から議案第57号までの3件についてご説明申し上げます。

それぞれの条例において、消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、使用料などの額を引き上げるほか、条文を整理するため、関係条例の一部を改正するものであります。

まず、議案第55号男鹿市下水道条例等の一部を改正する条例についてであります。

恐れ入りますが、議案書の66ページをお願いいたします。

本議案は、第1条で下水道使用料、第2条で農業集落排水施設使用料、第3条及び第4条で漁業集落排水施設使用料の額を引き上げるもので、現行の8パーセントで算出されているものを、それぞれ10パーセントに引き上げるものであります。

改正は、別表の一部改正であります。

69ページをお願いいたします。

附則は、本条例の施行を令和元年10月1日から施行するものとし、第2項から第9項までは、経過措置を定めるものであります。

次に、議案第56号男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

71ページをお願いいたします。

本議案は、水道料金、メーター使用料及び水道加入金の額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容であります。第32条の水道加入金を、次のページをお願いいたします。別表第2の水道料金を、次のページをお願いいたします。別表第3は、改正前は税込み一段表記としていたものを、水道加入金及び水道料金と合わせ、税抜き・税込み二段表記に改めるとともに、メーター使用料を改正するものであります。

附則は、本条例の施行を令和元年10月1日から施行するものとし、第2項から第3項までは、経過措置を定めるものであります。

次に、議案第57号男鹿市ガス供給条例等の一部を改正する条例についてであります。

75ページをお願いいたします。

本議案は、ガス料金の額を引き上げるほか、経済産業省資源エネルギー庁からの指摘による条文の整理をするため、関係条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

関係条例の一部改正の内容であります。第1条は、男鹿市ガス供給条例の一部を改正するもので、改正は、第12条の条文について、本年3月29日付、経済産業省資源エネルギー庁より、需要場所、契約の原則及び概念について訂正するように事務連絡があったことから改めるものとし、別表第6の料金表A及び次のページの料金表B、Cの基本料金及び基準単位料金を改正するものであります。

第2条は、男鹿市加茂地区ガス供給条例の一部を改正するもので、別表第3の料金表A及び次のページの料金表B、Cの基本料金及び基準単位料金を改正するものであります。

第3条は、男鹿市託送供給条例の一部を改正するもので、第3条、第4条及び第10条において、字句等の誤り及び欠落していた箇所について条文を整理し、規定を追加するものであります。

次のページをお願いいたします。

別表第4は、料金表A、B、Cの基本料金及び重量料金単価を、料金表Dの定額基本料金、流量基本料金単価及び基準単位料金並びに低圧導管利用にかかわる重量料金単価加算額を改正するものであります。

別表第7は、文言整理であります。

附則は、本条例の施行を、消費税にかかわるものは令和元年10月1日からとし、条文の文言整理等については公布の日からとするものであります。

第2項から第7項までは、経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、田村病院事務局長の説明を求めます。

【病院事務局長 田村力君 登壇】

○病院事務局長（田村力君） おはようございます。

私からは、議案第48号男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の24ページをお願いいたします。

本議案は、消費税及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、男鹿みなと市民病院の使用料及び手数料の額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、税率の改正に伴い、病院の利用者から徴収する使用料及び手数料のうち、課税対象となるものについて額を引き上げるものであります。

次の25ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。太枠で示した部分及び下線を引いた部分が改正箇所となります。

別表第1の使用料関係では、入院室料、病医使用料など、次の26ページ後段の別表第2の手数料関係では、証明書、診断書等の交付に係るものが対象となるものであります。

引上げの額は税率の引上げ分のみで、税抜き本体の額の変更はございません。

本条例の施行期日は、令和元年10月1日であります。

以上で補足説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、鈴木選挙管理委員会事務局長の説明を求めます。

【選挙管理委員会事務局長 鈴木健君 登壇】

○選挙管理委員会事務局長（鈴木健君） おはようございます。

私からは、議案第42号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の5ページをお願いいたします。

本議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬額を改定するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正の内容といたしましては、国政選挙の執行経費の基準改定に準じて、投票管理者等の報酬額を表のとおり改正するもので、選挙長、開票管理者は「1万600円」

を「1万800円」に、投票所投票管理者は「1万2,600円」を「1万2,800円」に、期日前投票所投票管理者は「1万1,100円」を「1万1,300円」に、投票所投票立会人は「1万700円」を「1万900円」に、期日前投票所投票立会人は「9,500円」を「9,600円」に、開票選挙立会人は「8,800円」を「8,900円」に改正するものであります。

施行期日は公布の日で、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に公示または告示される選挙から適用するものであります。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

10番佐藤誠君の発言を許します。10番

○10番（佐藤誠君） おはようございます。

私からは、議案第41号の男鹿市単独バス条例の一部改正について、何点かお伺いしたいと思います。

一つは、実証実験の目的は何かということでございます。なぜこういうことを思ったかということ、よく実証実験ということ、今回のこのバスの定額で200円でこう行けるということの案を出されたときに、普通よく一つの路線とか、いくつかの代表的な路線とかをやるんじゃないかなとちょっと思ってたんですけども、男鹿市全部でこうやるということとは、非常に大がかりなこの実証実験だなということを感じたもんですから、その目的というものが一つ、まあ全体的な公共交通を、より使いやすくするためだと思うんですけども、もっと何かこの全体的なもっと深い目的があるんじゃないかなと思って質問いたします。

それから、2番目、この200円とかにするその金額は、何でこの200円になったのかなというこの設定の何か基準、こういうことをやるときに、もしかしたら全国的な何か基準とかあって、この公共交通をいろいろ調べていただいた何とかというあの会社忘れちゃったけども、そこの方からの提案で200円だったとは思いますが、何か基準があったものなのか。なぜ200円になったのかっていうことがあったら、わかったら教えてください。

それから、これでまず検証しますけども、実証実験をしました、期間が終わって検証をしますけども、検証のガイドラインといいますか、例えば、そのガイドラインが決まっているのかなと。つまりこの路線でこのくらいの人をこれだけふえて、こうなったら、じゃあこれはこのままいこうとか、これはもっと下げようとか、どのくらいになったら、何パーセントになったらどうのこうのとか、何かそういうガイドラインというものがあって、こういうものがなされるんじゃないかなと思うんですけど、ただやみくもにやるわけじゃないだろうと思っています。実験というものは、正直言ってそうじゃないかなと思うので、ガイドラインというのがあるのかどうか伺わせていただきたいと思います。

それから、最終的にその検証はだれがやるのかなと。だれが判断して、そういうことを出すのかなと。これでいきましょうとかっていうのは、市がやるものなのか、その公共交通の何だか協議会がやるものなのか、はたまた、その何か、どっかそういう専門家がいるものなのか、その辺のことを、今、市でやる実証実験なんですけども、最終的な判断はだれがするのかと、どういうところのその、どうやって出発して、どこを目指していくのかがわからないので教えてください。

それから、これ実証実験終わりました。終わったときに、今まで200円で乗れたのに、今度また元に戻すとか何とかっていうのがあった場合に、その反動とかそういうものは想定済みなのか。その辺は考えておられるのか。それとも、この200円のままでいきたいと思ってやるのか。この辺もちょっとよくわからないので教えてください。

それから、最後ですが、バス事業者への補償が、トランスポートでしたっけ、90万4,000円とかっていうのは出てたと思うんですけども、それはトランスポートさんだけだと思うんですが、ほかのいわゆる市バスの、市単独バスのほかの路線のマイナス分というのはどのくらいを見込んでいるのか。それがわかったら教えてください。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 柏崎総務企画部長

【総務企画部長 柏崎潤一君 登壇】

○総務企画部長（柏崎潤一君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、実証実験の目的でありますけれども、男鹿市の公共交通網形成計画に基づきまして、利用者にとってわかりやすく使いやすい公共交通ネットワークの構築を図るために、定額運賃制及び共通乗車券等の実証実験を行いまして、現状の利用者の維持に加え、新規利用者の開拓を図りたいというものでございます。

この金額の設定基準につきましては、公共交通を形成していく上で利用の促進が不可欠であることから、この網形成計画策定時の調査において、わかりやすい支払いの方法の設定が求められていることがわかっております。今後、見込まれるであろう路線再編にも対応しやすい、100円単位での定額制として検討を行ったものであります。

この際、300円以上の設定は、現在の運賃設定から明らかに高額と感ずるものでありまして、また、100円にしますと、使用料の収入の減少幅が大きくなるということがございました。また、現在の市の単独運行バスにおけます割引運賃を含む1人当たりの平均運賃が180円程度であるということから、200円と設定しまして実証実験を行うものであります。

検証のガイドラインといたしましては、継続的に調査しております乗車率及び収支について検討を行いたいというものでございます。

検証につきましては、担当課及び地域公共交通協議会の中で、この網形成計画を立てた時点で提案があったことですので、その検証を行いたいと思っております。

実験後の料金でございますけれども、基本的には、これを継続したい考えでございます。先ほど申し上げたように平均運賃が180円程度であるということから、この実証実験とは申しますけれども、この定額運賃については継続したい。

それから、共通乗車券につきましては、さすがにこのなかなか実態が見えないと思っておりますので、期間を区切って短い期間で実験を行いまして、その利用率とか収支について考察を加えて、このことについての継続について考えていきたいと思っております。

したがいまして、この市の負担につきましては、現在、民間のバス事業者への補償以外は、おおむねかからないであろうと。ただ、その共通乗車券にかかわる経費等はありますけれども、平均、今の現在の平均運賃が180円であることから、200円で実証実験を行った場合には、新たな負担は多くないのではないかという見込みの中

で行いたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。10番

○10番（佐藤誠君） いや、よくわかりました。180円というのが非常によくわかりやすく、ある程度納得しました。是非頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

○議長（吉田清孝君） 10番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

次に、1番中田謙三君の発言を許します。1番

○1番（中田謙三君） おはようございます。

私からは、議案第52号森林環境税基金条例の制定についてを何点かお尋ねしたいと思います。

先ほど産建部長から目的とするところは述べられておりましたけれども、もう一度詳しく、何ていうかな、お願いしたいというような、そのことでできればと思います。

まあこの条文を見ると、要は、森林環境税があり、森林環境譲与税があり、そしてまあ基金を設置しなさいよと。それで、基金は一般会計予算において定めなさいよと、そういうことですね。それでまず結果的には、まあこれをまず、基金条例を制定して、積み立てなければいけない。せば、いつから積み立てて、目標とする額があるのか。あわせて、その目標となる額なり、その根拠となるものは、森林面積に依じてなのか、どういう額を考えているのか、そのことをまずお尋ねしたいと思います。

あわせて、まず今の男鹿の状況を見ると、戦後間もなく植林された部分において、まあ森林は荒れている、山は荒れているという認識を私は持っています。そういう中で、森林整備の目的に使うというようなことのために基金をためると、設けると、このようなことだと思いますので、今の現状をどのように考えているのか。あわせて、森林整備、まあ目的の部分になろうかと思えますけれども、その点をどのようにこう活用していくのか、その点についてちょっとやりとりさせていただければありがたいと思います。お願いします。

○議長（吉田清孝君） 佐藤産業建設部長

【産業建設部長 佐藤透君 登壇】

○産業建設部長（佐藤透君） お答えいたします。

先ほど条例の説明の中でもありましたけれども、主の目的とするところについてありますけれども、いろいろまた、森林関連法案という大きな改正がございました。その中で、民有地において対応できない部分について、市でやっていくというような大きい話の中で動いております。この中で市町村が行う公的な管理として、森林整備等々をうたわれているという状況であります。具体的な話になっていきますと、伐採、造林、保育等々、この辺を含めた話になろうかと思えます。

あと、基金の積立ての部分でありますけれども、今年度において、県の方から示されている額が919万円というぐあいになっております。この部分については、国の考えでは、おおむね3年程度で増額していきたいというような考えがあるようでございます。この部分については、令和6年から、先ほどご質問にありましたように、森林環境税ということで1人当たり1,000円の徴収ということになっているようであります。こうなると、約、国全体では600億円程度の税収というぐあいに見込んでおまして、これの再配分という形になろうかと思えます。現在、この譲与税につきましては、その用途を明確にするというようなことを指示されておりますので、とりあえずは、いただいた譲与税を基金に組み込んで、その後、必要な経費をそこから取り崩していくというぐあいに使っていく予定であります。

最終的なその総額幾らになるかという基金の目標の額、このものについては、譲与された金額において、実際施業していった費用が引かれていきますので、今のところは幾らまで積み立てるという額は設定していないものであります。

現在、ご指摘にありますように、男鹿市の森林については、かなり荒廃が進んでいるという状況であります。その中で、いろいろ国等の施策を使って、除伐、下刈り、再造林等の支援をしているところでもありますけれども、なかなか進んでいないというのが現状であります。この森林環境譲与税、この中で有効に使うことによって、その森林関係の環境がよくなるような施策につなげていければなというぐあいに考えているところであります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。1番

○1番（中田謙三君） 今、こう質疑して、大体こうわかってきたっていうか、でもまずお金の金額は919万円、それを3年で増額していくと。そのほか、まず何ていう

かな、上限はまずこの後の話だと、そういう話ですけれども、しからば、今先ほど話したとおり、民有地の話も出ておりましたけれども、どういう事業にこの基金を運用できるのかっていうか、そのことだと思います。まあ言葉で言えば、除伐とか間伐とか植栽とかという、そういうふうな部分になろうかと思いますが、そのことの中でよ、まあこの、まあだけれども、なかなか今、919万円を積むにしても大変なことだと思いますし、まあ九百十何万円という額をしても、しからばどういう施策が実行できるのか、非常にまず難しい話だと思いますよね。その辺を含めてや、せば、この額でもって、さっき話したとおり、何を根拠にしてこの919万円なりが来てるのか、来るのか。その辺をもう一度お願いしたいと思います。

あわせて、まあ余談になるかもしれませんが、まあ旧男鹿、旧若美という表現使わしていただければ、森林の位置づけというものよ、私自身は、旧男鹿市と旧若美、まあ森林の持ってるその何ていうかな、森林を持ってる森林業者の所有者も含めて、男鹿市の方が大きいわけですが、そういう中で、位置づけとしては、男鹿市、旧男鹿市も旧若美町も、この事業において変わらないのか。その辺についてお尋ねします。

○議長（吉田清孝君） 佐藤産業建設部長。

【産業建設部長 佐藤透君 登壇】

○産業建設部長（佐藤透君） お答えいたします。

森林環境譲与税の譲与税の額についてでありますけれども、この部分については、国から各都道府県の方へ配分されます。その都道府県の中から、各市町村の私有林、私有林ですけれども、私有林の人工林の面積割だったり、それに従事する林業従業者、この辺の人数だったり、全体の市町村の人口、この辺の部分の割合で算定されるというぐあいに伺っております。その部分でいくと、本市においては、今回の919万円というような譲与税というぐあいになっているところであります。

後段にありました、男鹿市、旧男鹿、旧若美というところの森林整備に対するその考え方ということもございまして、現在、市で取り組んでいるということであれば、個人所有者の意向調査等の中で対応してるところがありますので、別にその旧男鹿、旧若美ということでお金の配分をしているわけではございません。市全体ということに対応しているのが現状であります。

この後、この基金をどういうぐあいに有効に使えるのかということでもありますけれども、実は、まずその対象になるのが私有林、民有林の部分での整備になります。今年度は、いただいた基金のうち、一部を委託料という形で、この意向調査に充てたいというぐあいに考えております。所有している本人が、自分ではもう手をかけていけないという部分について、この基金を使って整備していくというようなことになっております。全体的な大きい法律の中でいきますと、民間の人たちが手をかけられない部分について整備を進めていくことによって、森林の環境が保たれていくというようなことを書かれております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。1番

○1番（中田謙三君） 今、質疑を重ねて、まあ私も考えてるような方向に進んでいくのかなって、こういうふうに思っております。

あわせて、まあ旧男鹿市、旧若美町の話をしていただければ、若美町の方においては、なかなか森林台帳っていうか、そういうものの整備が私はなされていないのではないのかと思います。何としても森林台帳に整備されたところが、まあ先ほど民有林、私有林の話がありましたけれども、名簿に載ってないものはやっぱりこの事業からというか、こういう環境税の運用に適さないような部分があるかと思いますので、その点をまず私自身、こう感じておりましたし、その辺も踏まえた中で、まあ森林組合と一緒に男鹿の再生に取り組んでいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 1番中田謙三君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第41号から第58号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長（吉田清孝君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第59号及び第60号については、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号及び第60号については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。明日21日から28日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、明日21日から28日までは議事の都合により休会とし、7月1日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時51分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第41号 男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 男鹿市行政財産使用料徴収条例及び男鹿市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 財産の無償譲渡について

教育厚生委員会

- 議案第44号 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 男鹿市斎場条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 男鹿市公民館使用条例等の一部を改正する条例について
- 議案第48号 男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

- 議案第49号 男鹿市温泉条例等の一部を改正する条例について
- 議案第50号 船川港金川多目的広場管理条例等の一部を改正する条例について
- 議案第51号 男鹿市民文化会館使用条例等の一部を改正する条例について
- 議案第52号 男鹿市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案第53号 男鹿市若美農業者トレーニングセンター及び若美農業技術伝習館条例及び男鹿市漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 男鹿市都市公園条例等の一部を改正する条例について

議案第 55 号 男鹿市下水道条例等の一部を改正する条例について

議案第 56 号 男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第 57 号 男鹿市ガス供給条例等の一部を改正する条例について

予算特別委員会

議案第 59 号 令和元年度男鹿市一般会計補正予算（第 2 号）について

議案第 60 号 令和元年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について